

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2019/2020 年度第 5 号 2020 年 7 月 14 日発行

◆「新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県立大学の対応について改善を求める要求書」を提出

6 月 5 日に「新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県立大学の対応について改善を求める要求書」を提出しました。本学では、新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）の拡大防止のため、前期授業期間においては遠隔授業を実施することになりましたが、学生への支援や学修環境の整備は十分とは言えない状況です。そこで、理事長および危機対策本部員会議に対し、以下に挙げる要求事項を早急に検討し、対応することを求めました。また、対応困難である事項については、その理由を全構成員に向けて説明するよう求めました。

【要求事項】

1. COVID-19 感染症への対応に関する議論と意思決定の透明化をはかること。
2. COVID-19 感染症ならびに遠隔授業に関連した学生支援策を実施すること。
3. 遠隔授業実施のためのシステムを強化し、ICT 環境の整備を進めること。
4. 遠隔授業における教育の質を担保するため、業務量に見合った人員配置や体制を早急に強化すること。
5. 学内の専門的知見にもとづいた COVID-19 対策を講じること。

この要求書に対する回答は、7 月 15 日開催の副理事長交渉でなされます。

◆教職員に対するアンケートを実施しました！

新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった 3 月

以降、教職員の皆さんの健康、働きかた、教育・研究活動などをめぐって、どのような変化や影響が出ているのか、どんな考えや課題を抱えて働いているのかを明らかにすることを目的に Google フォームによる Web アンケート（2020 年 6 月 8 日～15 日）を実施しました。

結果の集計速報は、6 月 16 日に教職員のみなさんにすでにメールでお知らせしているとおりです。遠隔授業のありかた、研究活動や業務の変化、本学の危機対策、学生支援の現状についてアンケートを実施し、とりまとめ時点で 96 名の方から回答を得ました。それぞれについて厳しい現状が浮き彫りになるとともに、大学への厳しい批判や強い要望が多く出されていました。

7 月 15 日開催の副理事長交渉には、このアンケート結果もふまえて臨みます。その上で、必要に応じてさらに新たな要求書を提出することも検討しています。アンケートへの回答は、下記 URL で現在も受け付けています。

<https://forms.gle/7UmqAo4ow6LabhGa9>

なお、2020 年 7 月 4 日付の中日新聞に遠隔授業についての理事長インタビューが掲載されましたが、当組合のアンケートを通じて教職員から示された遠隔授業に関する不満や問題点の指摘など、まるで無かったかのように自画自賛する内容でした。Web 版には掲載されていないので、お読みになりたい方は書記局までご連絡ください。

◆中日新聞に組合アンケートと役員コメントが紹介されました

滋賀県立大学のオンライン授業について、2020 年 6 月 17 日、中日新聞が報道しました。

オンライン授業求め署名運動も 県立大、原則「自習」の学習方針

<https://www.chunichi.co.jp/amp/article/73961>

授業の質に不安を訴える学生へのインタビューに基づく内容に加え、当組合が実施した教職員に向け

での緊急アンケートの取り組みについて、記事内で次のように紹介されています。

ライブ配信禁止「妥当でない」79%

県立大教職員組合が8～15日にかけて教員や事務職員等 96 人に実施したオンラインのアンケートでは、ライブ配信授業を禁止する大学の方針について、79%の回答者が「妥当でない」と答えた。

インターネット環境が整っていない学生に Wi-Fi ルーターなどを無償で貸し出すことについても、「必要だ」と答えた割合が約8割に上った。

組合で書記次長を務める大野光明・人間文化学部准教授(41)は「アンケートでも、学生に『自習』させる大学の方針への疑問の声が目立った。資料を送り付けるだけの学習は大学として恥ずかしいし、学生に申し訳ない。授業ごとにいろいろな方法があるべきで、教員に決定権を持たせてほしい」と話している。

◆滋賀県議会 6 月定例会議の本会議一般質問で組合アンケートがとりあげられました

2020 年 7 月 3 日の滋賀県議会 6 月定例会議本会議において、黄野瀬明子議員が「県立大学の遠隔授業の改善と授業料減免について」一般質問を行いました。

黄野瀬議員は、当組合が実施したアンケート調査に言及し、なぜ教職員の 8 割近くがライブ配信禁止を「妥当でない」としているにもかかわらず禁止が続いているのかと知事に質問しました。

知事は、スマートフォンしか持っていない学生に配慮するためだと聞いていますと回答しましたが、黄野瀬議員はその状況を改善するために 5 月臨時会議で約 1700 万円の補正予算がついたのではなかったのかと再問し、大学が行った通信環境調査の結果の確認を求めました。

知事はこれに対し、次のように回答しています。この内容は学内には開示されていないので、該当発言の文字起こしをします。

県立大学が学生に対して 4 月に実施された調査によりますと、自宅のインターネット環境について、「データ通信量を気にすることなく長時間の使用が可能

なインターネット環境がある」と答えた学生が 87.7%、「通信料や料金の制限つき」と答えた学生が 9.6%、「ない」と答えた学生が 2.7%であったと聞いております。なお、端末等の保有状況については、スマートフォンが 97.7%、ノートパソコンが 85.5%、タブレット端末が 17.0%、デスクトップパソコンが 11.9%と伺っています。

これに対し、黄野瀬議員は、事前に総務部に聞き取りをしたところ、アンケートの回答数が 2055 件で、学部生・大学院生をあわせると 7 割の回答率に留まるのに、この調査結果に基づいてパソコンを持たない学生は 3%であるとしたことに懸念を表しています。この回答数についても学内では開示されていない情報です。

黄野瀬議員は、重ねて、5 月の補正予算で決まった県立大学の遠隔授業整備のための補助金がどのように執行されたのかを問うています。これに対して、知事は「学生に貸与するためのパソコンおよびモバイルルーターの整備等に必要な経費について速やかに補助金の交付決定を行い、大学に対しては早期執行を要請した」「6 月中旬以後順次貸与を開始していると伺っている」と答弁しています。

黄野瀬議員は、この補助金の大部分を占める約 1000 万円で行われる学内ネットワーク拡張について、学生の遠隔授業の改善に資するのかと問うていますが、知事は資料がないとして総務部長に答弁を委ねます。総務部長は「これはあくまでも先生方がライブ配信をするための、遠隔授業を円滑に進めるための学内ネットワークを拡張する費用でございます。」と答弁しています。

詳しくは、下記リンクより録画中継をご覧ください(約 35 分 45 秒頃から県立大学に関する内容)。

https://www.shigaken-gikai.jp/g07_Video_View.asp?SrchID=4860

この黄野瀬議員の一般質問から、次のことが指摘できます。

- ① 学内では開示されない情報が県庁には報告され、知事答弁として出てきているということ。学生の受講環境の調査結果や 70 人という支援対象

者数の算出根拠などの極めて基本的な情報について、学内では頑なに開示されない状況の異常さが浮き彫りになりました。

- ② 知事および総務部長の答弁からは、約 1700 万円の補助金は、遠隔授業の改善のために早期に執行することが求められているにもかかわらず、改善がなかなか行われないうまま前期が終わろうとしていること。

とくに、学内ネットワーク拡張については、県議会での総務部長答弁では「先生方がライブ配信をするための」とされていますが、7月2日の図書情報センター運営委員会において、ライブ授業とは何も関係がないとの説明がなされています。これらのことについては、7月15日開催の副理事長交渉でも確認してまいります。

◆「滋賀県立大学法人職員（事務職員）を対象とした人事評価制度の給与への反映提案に反対する要求書」を提出

評価制度の給与への反映は、職員相互のチームワークを乱し、職員の士気を低下させる可能性があり、このような悪影響から民間企業の中には取りやめるところも多く出てきています。評価制度も、その給与への反映も、職員からの要望によらない「上からの一方的な押しつけ」であり、導入について納得のいく説明はされていません。そのため、この提案の撤回と適切な対応を求めて、要求書を提出しました。

【要求事項】

1. 現在の提案には制度導入の必要性和納得できる根拠を示す資料がない。それらの資料を追加したうえで改めて提案すること
2. 法人職員全員の同意を前提とし、一方的な導入は行わないこと
3. 労働組合と過半数代表の意見を無視して強行しないこと

7月15日開催の副理事長交渉では、この要求書に対する回答もなされます。

◆7月15日副理事長交渉を行います

「法人事務局職員に対する人事評価制度の給与反映」と「新型コロナにかかる大学対応」の2つの課題について、以下のとおり副理事長交渉を行います。

日時：7月15日（水） 16:30～17:30

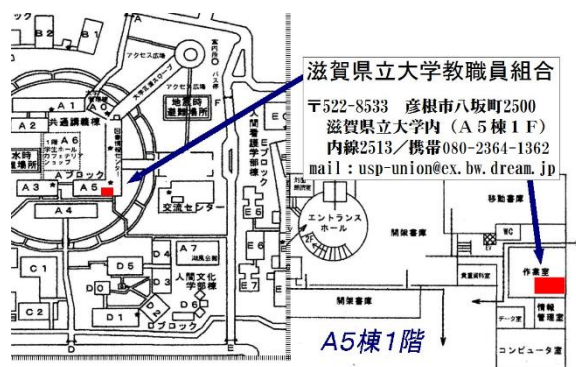
場所：管理棟3階 第2会議室

◎役員会議について

役員会議には役員以外の組合員の方も参加できます。ご意見、ご興味のある方はぜひお気軽にご参加ください。また、いつでも組合の活動に対するご意見、お問い合わせを受け付けていますので、下記アドレスまでご連絡ください。

◎組合室について

組合室の場所は下図のとおりです。



発行：滋賀県立大学教職員組合（県大教）

〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内

滋賀県立大学教職員組合員室

TEL: 内線 2513 / 携帯: 080-2364-1362

e-mail: usp-union@ex.bw.dream.jp

Web: <http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/>

Facebook:

<https://www.facebook.com/USPunion/>

